

宇治市生活支援員養成研修について

本市では、平成 29 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しています。

令和 2 年度まで、本市において、要支援認定等をもつ高齢者に対して掃除・買い物・洗濯等の家事のみを支援する生活支援型訪問サービスの担い手として従事できる方を養成する研修（演習・実習を含む計 39 時間）を実施してきましたが、令和 3 年度より、他種サービスも含めた人材確保の観点から、本市で「介護に関する入門的研修（講義 21 時間）」を実施することとします。

これにより、従前どおり宇治市生活支援員の雇用を希望される場合は、下記のとおり事業所において、入門的研修修了者に対して演習・実習部分の研修を実施の上、本市へ報告書を提出いただくことで、宇治市生活支援員養成研修修了証書を交付することに見直しました。

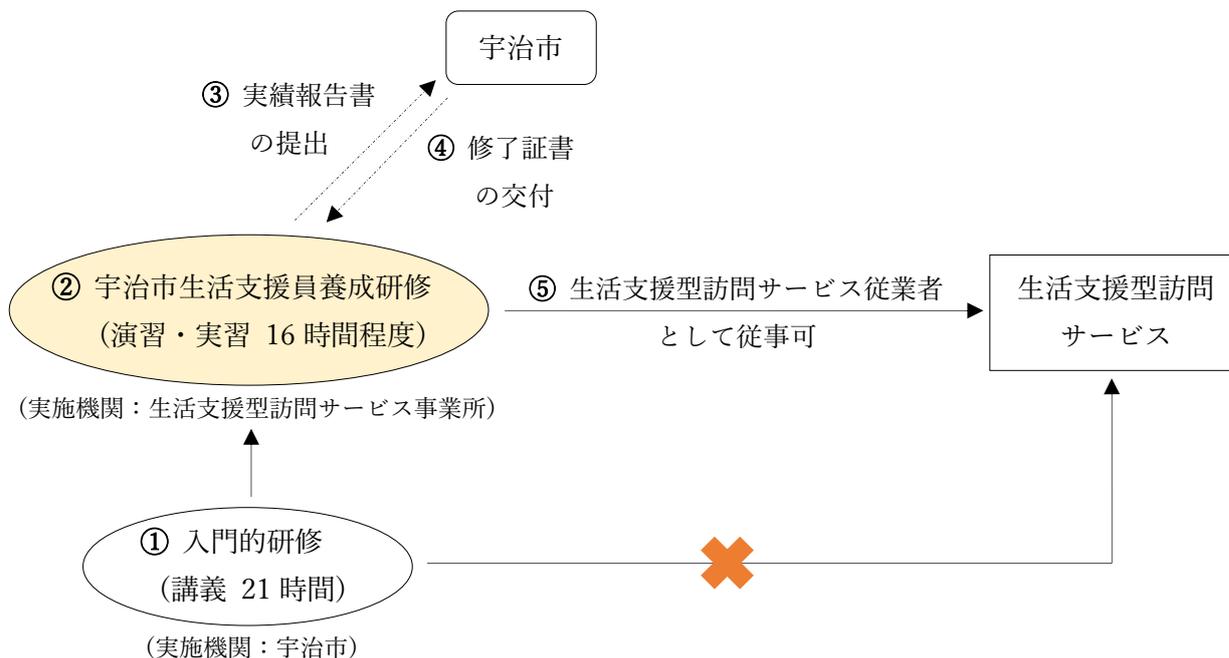
この宇治市生活支援員養成研修修了証書の交付を受けた者は、生活支援型訪問サービス事業所での従事が可能となります。

なお、入門的研修修了者には、各生活支援型訪問サービス事業所の紹介を考えておりますので、後日、改めて事業所宛に案内させていただきます。

1. 宇治市生活支援員養成研修 研修科目および実施機関

研修科目		<令和 2 年度まで>	<令和 3 年度より>
講義	21 時間	市	市
演習・実習	16.5 時間	市	生活支援型訪問サービス事業所
振り返り	1.5 時間	市	—
計	39 時間		

2. フロー図



3. 具体的な実施方法等

(1) 対象者

- ・ 入門的研修を修了している者
(ただし、基礎講座及び入門講座の両講座を修了している者に限る。)
入門的研修修了者については、資格を証明する書面等により確認すること。

(「介護に関する入門的研修の実施について」(平成 30 年 3 月 30 日社援基発第 0330 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)に規定する入門的研修をいう。)

(2) 研修実施機関

- ・ 指定生活支援型訪問サービス事業所

(宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱(平成 29 年告示第 45 号)第 4 条第 1 項に規定する指定生活支援型訪問サービス事業所をいう。)

(3) 研修内容及び時間数

- ・ 研修内容及び時間数は、下表の内容を参考に実施すること。

※ 研修時間数は目安とする。

	研修科目	研修時間数	研修内容
演習・実習	生活援助の技法	10 時間	○ コミュニケーション技術 ○ 買い物、調理、掃除、洗濯、ベッドメイキング ○ 宇治市生活支援員が行う生活援助 ○ 事例検討
	訪問介護同行実習	6 時間	

(4) 講師

- ・ 講師は、担当する内容に関し、十分な知識、経験を持つ者を充てること。

(5) 実績報告

- ・研修実施事業所は研修の実施後、すみやかに宇治市生活支援員養成研修実績報告書（様式第2号）により市長宛に研修実績を報告すること。

(6) 修了証書

- ・本市から宇治市生活支援員養成研修を修了した者に対して、修了証書（様式第1号）を交付する。

第 号

修了証書

氏名

年 月 日生

あなたは宇治市生活支援員養成研修を
修了したことを証します。

年 月 日

宇治市長

宇治市生活支援員養成研修 実績報告書

年 月 日

宇治市長宛

所在地

事業者名

代表者名

宇治市生活支援員養成研修実施要項の規定により、下記のとおり研修実績を報告します。

《 研修修了者名簿 》

	氏名	生年月日	研修修了年月日	雇用年月日	備考
1					
2					
3					
4					
5					

(添付書類)

入門的研修修了者としての資格を証明する書面等